

周南市第三セクター等経営評価検討委員会による

「第三セクター等に対する改善案」の今後の対応について

～ 公益財団法人 周南市ふるさと振興財団 ～

経営改革案の提案〔要約〕

- ① 地場産品展示販売所「ふるさと産品の店こあ」は、JA周南等が好調に事業展開を図られていることから、既にその設置の目的は達成されており、平成28年事業年度内に事業を終了すること。
- ② 市は、周南市まちづくり総合計画の理念に掲げる「共創のまちづくり」を具現化するため、「周南市地域づくり推進計画」を策定しており、計画を推進するにあたって地域づくりの中間支援組織であるふるさと振興財団の役割が期待されている。指定管理業務を精査するなどして、財団の持つ資源をマンパワーも含めてこの事業に投入していくこと。
- ③ 必要人員を精査し、早急に計画的な若い職員の採用・補充を図っていくこと。
- ④ 基本財産3億円を減資し、市において活用すること。

新たな提案〔要約〕

- ⑤ 周南市のまちづくりを補完するために設立された3つの公益財団法人（文化振興財団、ふるさと振興財団、体育協会）を統合し、スケールメリットを生かして、公益財団法人に係わる事務や指定管理業務など共通する事務を一つのセクションで行うことで、無駄を省き新たな展開につなげ、「共創」による新たな価値の創造やサービスの提供が期待できることから、統合ありきではなく、お互いの胸襟を開いて検討のテーブルにつくこと。

所管課が考える現状の課題

ふるさと振興財団は、「ふるさと振興を使命とする財団」である。

しかしながら、大田原自然の家を組織内へ吸収したことや旧駅ビル、向道湖ふれあいの家の指定管理など、行政主導により本来業務とはかかわりの薄い業務を担わされてきた。

さらに合併による市域の拡大に伴う業務量の増加に見合うだけの増員をすることなく今日に至っている。

経営改革案に対する市の考え方

- ① 地場製品の販売に関しては指摘のとおり、類似施設が増加する中、事業の使命を終えていると認識している。しかしながら、地域コミュニティとの情報交換の場としての役割や食育事業にも取り組んでいるため、ふるさと振興財団では、これら事業を評価しながら、今後の在り方を検討されている。
- ② 本来の地域づくりに専念できる環境整備として、新南陽ふれあいセンターや向道湖ふれあいの家の指定管理業務を平成27年度で廃止した。今後は、ふるさと振興財団が主体となって周南市地域づくり推進計画の中の「共創プロジェクト」を推進できるように、人材育成の強化、人員配置を検討することを市として働きかけていく。
- ③ 本組織の地域づくりに関わる4名の正規職員の内3人は、設立時にほぼ同時に雇用されており、小規模組織が故に高齢化に伴う組織運営の硬直化が課題となっている。

当面は、指定管理業務を受けず、本来の地域づくり業務に取り組む人材育成を強化することで、コミュニティビジネスの興隆等による事業収入を図れるまでに体質を改善され、財団自らによる新規人材の財源確保を目指していくことが課題の克服につながると考える。

- ④ 基本財産の減損に関しては、市全体の財政状況を勘案して決定する事項である。

新たな提案に対する市の考え方

- ⑤ 専門性を高め、本来期待されている事業を推進するため、共通する管理事務や指定管理業務を統合により合理化することを新たに提案された。

ふるさと振興財団の地域振興部門については、平成28年度から指定管理業務を廃止し、地域づくりに係る専門性を高める方向で新たな事業展開を進めている。

そのため、今回指摘された部分については、既に改善されたと考えており、当面は、単独の団体としての課題解決を目指すところである。

しかし、異なる分野の3団体による「共創」という新たな視点を提示していただいたことから、まずは、各団体において現状の課題等の対応を図りながら、今後、各団体の担う役割を効率的かつ持続的に運営していくことを基本方針とし、統合等の可能性などについて、さらに調査・研究していきたい。